平成２９年（フ）第９９９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目27番１号　ハウスＮＫＣ２　301号、旧住所埼玉県川口市芝３丁目１番19号
債務者　木村マユミ
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７９号
埼玉県川口市大字木曽呂442番地の１　ウェルネス木曽呂106号
債務者　京野　圭子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８０号
埼玉県川口市末広１丁目16番18号　メゾネットアウル102号
債務者　京野　純子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５３号
埼玉県川口市戸塚東１丁目２番31号　東川口グリーンハイツ301号
債務者　栗田　雅子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５７号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟705号
債務者　米森　正則
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―25―306
債務者　服部　輝美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
埼玉県春日部市米島847番地44
債務者　竪川　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５８２号
埼玉県春日部市中央１丁目８番地６　ベル島田612号
債務者　野口　満宏
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６５０号
埼玉県春日部市米島739番地２　ドルミ大芝山213
債務者　根本美弥子（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６５２号
埼玉県草加市松原４丁目D12番４号
債務者　清原　正典
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６５９号
埼玉県三郷市東町282番地２　エステート・イン・Ａｚｕｍａ202
債務者　伊東　一也
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６７４号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目17番36号
債務者　吉田ひろ子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
埼玉県羽生市大字神戸671番地２、住民票上の住所埼玉県加須市馬内1533番地５
債務者　平井　敏市
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３０５号
埼玉県熊谷市肥塚1062番地２
債務者　吉田由希子（旧姓下山・菊地）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６２８号
（前住所）川崎市幸区南加瀬５丁目29番19―３号
債務者　吉川　麻紀（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４４号
川崎市川崎区大師本町６番９号　ＭＩハイツ102
債務者　佐々木　恵
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５１号
川崎市高津区溝口２丁目17番８―305号　ハイメルハウゼⅡ
債務者　工藤　孝則
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５４号
川崎市高津区千年411番地２
債務者　赤節　秀美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係